ビラ作成証明書

　次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

　　令和5年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年7月2日執行刈谷市議会議員一般選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候補者

記

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| 備　　　　　考 |  |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

　２　ビラ作成業者が刈谷市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、刈谷市に支払を請求することはできません。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　（１）枚　数

ア　議会の議員　4,000枚

　　　　イ　長　　　　 16,000枚

　　（２）限度額

単価　7円73銭

単価×確認された作成枚数＝限度額